

議案第1号

三朝町名誉町民条例の一部改正について

次のとおり三朝町名誉町民条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年1月21日

三朝町長 吉田秀光

平成14年1月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町名誉町民条例の一部を改正する条例

三朝町名誉町民条例（平成4年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略 (審議会) 第3条 名誉町民の選考について審議するため、三朝町名誉町民選考審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員 <u>5人</u> で組織し、 <u>学識経験者</u> のうちから、その都度、町長が委嘱する。	第1条及び第2条 略 (審議会) 第3条 名誉町民の選考について審議するため、三朝町名誉町民選考審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員 <u>7人</u> で組織し、 <u>次に掲げる者</u> のうちから、その都度、町長が委嘱する。 (1) <u>町議会議員</u> 3人

<p>3~9 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>(2) 学識経験者 4人</p> <p>3~9 略</p> <p>第4条以下 略</p>
-----------------------------	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

平成 20 年 11 月 15 日 第 3 号
市長 藤 野 敏 夫

この条例は、公布の日から施行する。

（第 8 条）

（第 9 条）

（第 10 条）

前 五 年	後 五 年
<p>類 案 5 案 以 上 案 1 案</p> <p>(会 議 審)</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>。 > 議 審 (。 6 ヲ 3 ヲ 以 上 以 下 以 上 以 下) 議 審</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p>	<p>類 案 5 案 以 上 案 1 案</p> <p>(会 議 審)</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>。 > 議 審 (。 6 ヲ 3 ヲ 以 上 以 下 以 上 以 下) 議 審</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 5 案 以 上</p> <p>議 審 ア ン コ ン サ ー ン の 別 項 審 査 案 1 案 以 上</p>